

岐阜県地方独立行政法人評価委員会について

1 評価委員会の概要

- (1) 設置の根拠 地方独立行政法人法第 11 条第 1 項
- (2) 位置付け 知事の附属機関
- (3) 役割 地方独立行政法人の業務実績について評価を行うとともに、法人の中期目標、中期計画、財務諸表等について知事に対し意見の提示を行うなど、地方独立行政法人の目標・評価制度の根幹となる役割を果たす。

(4) 組織・運営

【岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（概要）】

○委員・専門委員（2 条、3 条、5 条）

区分	定数	任期	任命方法
委員	4 人以内	2 年（再任可）	学識経験者から知事が任命
専門委員	4 人以内	2 年（再任可）	専門事項に関する学識経験者から知事が任命

○委員長

- ・委員のうちから互選（4 条 1 項）
- ・会務を総理し、委員会を代表（4 条 2 項）

○会議

- ・委員長が招集し、委員長が議長となる（6 条 1 項）
- ・[開催要件] 委員及び議事に関係のある専門委員の過半数の出席が必要（6 条 2 項）
- ・[議決要件] 出席者（議長を除く）の過半数で議事を決する（6 条 3 項）

○意見聴取

- ・学識経験者や関係者に対し、意見・説明、資料提出を求めることができる（7 条）

2 評価委員会の業務

業務の実績の評価	① 各事業年度における業務の実績に関する評価（法 28 条 1 項） ② 中期目標期間における業務の実績に関する評価（法 30 条 1 項） ③ 評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善その他の勧告（法 28 条 3 項）
知事が認可・承認等をする際の事前意見聴取に対する意見の提示	① <u>業務方法書を認可する際の意見</u> （法 22 条 3 項） ② <u>中期目標を作成・変更する際の意見</u> （法 25 条 3 項） ③ <u>中期計画の作成・変更を認可する際の意見</u> （法 26 条 3 項） ④ 中期目標期間の終了時に組織・業務全般にわたる検討を行う際の意見（法 31 条 2 項） ⑤ 財務諸表を承認する際の意見（法 34 条 3 項） ⑥ 中期計画で定める剰余金の使途への残余利益の充当を承認する際の意見（法 40 条 5 項） ⑦ 次期中期目標期間の業務の財源への積立金の充当を承認する際の意見（法 40 条 5 項） ⑧ 中期計画で定める限度額を超えた短期借入金を認可する際の意見（法 41 条 4 項） ⑨ 短期借入金の借り換えを認可する際の意見（法 41 条 4 項） ⑩ 重要な財産の処分を認可する際の意見（法 44 条 2 項）
意見の申し出	① <u>役員報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申し出</u> （法 49 条 2 項、56 条 1 項）

注 1) ゴシック体部分が、法人設立まで（平成 21 年度中）に行う業務

注 2) 「法」＝地方独立行政法人法

3 評価委員会が評価等の対象とする法人（いずれも平成22年4月1日設立予定）

- (1) 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
- (2) 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
- (3) 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院
- (4) 公立大学法人岐阜県立看護大学

4 評価委員会の委員構成

区分	人数	委員カテゴリ		区分	人数	委員カテゴリ	
委員	4人	①	公認会計士	専門委員 (病院関係)	2人	①	県医師会代表
		②	民間企業経営者			②	生活者(病院利用者)代表
		③	岐阜大学医学部代表	専門委員 (大学関係)	2人	①	県内大学経営者
		④	県病院協会代表			②	県看護協会代表

5 スケジュール（予定）

時期	内容	年間開催回数	
平成21年6月1日	委員・専門委員の任命	5回程度	
平成21年6月26日	第1回評価委員会開催（病院関係・大学関係 合同開催） ・中期目標（骨子案）について		
平成21年8月頃	第2回評価委員会開催（病院関係・大学関係 個別(同日)開催） ・中期目標（素案）について		
平成21年10月頃	第3回評価委員会開催（病院関係・大学関係 個別(同日)開催） ・中期目標（最終案）について ・中期計画（骨子）について		
平成21年12月頃	第4回評価委員会開催（病院関係・大学関係 個別(同日)開催） ・中期計画（素案）について ・役員報酬等支給基準について		
平成22年2月頃	第5回評価委員会開催（病院関係・大学関係 個別(同日)開催） ・中期計画（最終案）について ・業務方法書について		
平成22年4月1日	法人設立（予定）		
平成22年度 【評価基準策定年度】	3回程度の開催を想定 ・業務実績の評価の基準について	3回程度	
平成23年度以降	【通常年度】	各年度3回程度の開催を想定 ・各事業年度の業務実績の評価 ・財務諸表の承認について ・残余利益の充当の承認について	3回程度
	【中期目標期間 最終年度】	5回程度の開催を想定 ・中期目標期間の業務実績の暫定評価（→次期中期目標・計画へ反映） ・次期中期目標期間への積立金の充当の承認について ・次期中期目標、中期計画について +通常年度と同様の内容	5回程度
	【中期目標期間 初年度】	4回程度の開催を想定 ・前期中期目標期間の業務実績の評価 +通常年度と同様の内容	4回程度